

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5165318号  
(P5165318)

(45) 発行日 平成25年3月21日(2013.3.21)

(24) 登録日 平成24年12月28日(2012.12.28)

(51) Int.Cl. F 1  
A 4 5 D 33/00 (2006.01) A 4 5 D 33/00 6 1 5 E

請求項の数 5 (全 7 頁)

(21) 出願番号	特願2007-251642 (P2007-251642)	(73) 特許権者	000006909
(22) 出願日	平成19年9月27日 (2007. 9. 27)		株式会社吉野工業所
(65) 公開番号	特開2009-82162 (P2009-82162A)		東京都江東区大島3丁目2番6号
(43) 公開日	平成21年4月23日 (2009. 4. 23)	(74) 代理人	100147485
審査請求日	平成22年3月29日 (2010. 3. 29)		弁理士 杉村 憲司
		(74) 代理人	100072051
			弁理士 杉村 興作
		(74) 代理人	100114292
			弁理士 来間 清志
		(74) 代理人	100107227
			弁理士 藤谷 史朗
		(74) 代理人	100134005
			弁理士 澤田 達也

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】化粧料容器

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

化粧料を充填、保持する中皿と、底壁及び周壁により区画形成された凹所を中皿の収納空間とするケース本体と、このケース本体に開閉可能につながり、少なくともケース本体の一部を覆う蓋体とを備えた化粧料容器において、

前記ケース本体の凹所に、該ケース本体の底壁との間で隙間を隔てて位置する底壁と、該底壁に一体的につながり前記ケース本体の周壁の内側に位置する周壁と、該周壁の上端部に一体的につながり前記ケース本体の周壁に連結するフランジ部からなり中皿を上下動可能に吊り下げ保持する中枠と、前記ケース本体の周壁と前記中枠の周壁との間に該中枠を取り囲むように配置され、該ケース本体の底壁に沿いスライド可能に弾性支持された移動枠とを配置し、

前記中枠の周壁に、移動枠に向けて突出する凸部を設け、

前記移動枠に、蓋体の開放動作に追従したスライドにて中枠の凸部に合致させて中皿の上下動を規制するストッパーを設けたことを特徴とする化粧料容器。

【請求項2】

前記中枠の凸部及び移動枠のストッパーは、ケース本体の周壁に沿い間隔をおいて水平に配列された複数個のリブからなる請求項1記載の化粧料容器。

【請求項3】

前記蓋体は、その開放に際して当接するとともに該移動枠をケース本体の底壁に沿ってスライドさせる押し込み突起を有する請求項1又は2記載の化粧料容器。

10

20

## 【請求項4】

前記蓋体は、中枠との相互間にて中皿をその縁部で挾持する軟質材製のシール部材を有する請求項1～3の何れかに記載の化粧料容器。

## 【請求項5】

前記中枠は、軟質材からなる請求項1～4の何れかに記載の化粧料容器。

## 【発明の詳細な説明】

## 【技術分野】

## 【0001】

本発明は、化粧料容器に関するものであり、化粧料が充填されたレフィル容器としての中皿を、容器の本体部分に形成された凹所で確実に保持するとともに、容器の落下等によりそれ自身に衝撃が加えられた場合にあってもその衝撃の中皿への影響を極力軽減しよとするものである。

10

## 【背景技術】

## 【0002】

コンパクトの如き化粧料容器は、一般にアイシャドーやアイライナー、ファンデーション等の内容物を塗布具（パフ等）とともに収納できる内部空間を有しており、とくに、内容物については容器の本体部分の継続的な使用を実現する観点から、それを使い切ったのちに新品の内容物を中皿ごと入れ替えすることができるようになっている。

## 【0003】

通常、この種の容器に適用される中皿は、容器の本体部分に直接あるいは枠体を介してアンダーカットの如き係合手段にて連絡保持されており、容器の本体部分の底壁に設けられた孔を通して中皿を押し上げることにより簡単に取り外すことができるが、落下等、容器そのものに衝撃が加えられた場合にはその衝撃がそのまま中皿へも伝達されることとなり、中皿内の内容物（ドライタイプの化粧料等）が割れてしまう不具合があった。

20

## 【0004】

この点に関する先行技術としては、化粧皿に作用する縦方向及び横方向からの衝撃を吸収すべく化粧皿と容器本体の相互間に縦方向弾性部材、横方向弾性部材をそれぞれ配置した化粧料容器が知られている（例えば、特許文献1参照）。

## 【特許文献1】特開2004-283386号公報

## 【0005】

ところで、上記従来の化粧料容器にあっても化粧皿に対する衝撃の吸収機能は未だ十分なものとは言い難く、さらなる改善が求められていた。

30

## 【発明の開示】

## 【発明が解決しようとする課題】

## 【0006】

本発明の課題は、衝撃吸収性能のより改善された化粧料容器を提案するところにある。

## 【課題を解決するための手段】

## 【0007】

本発明は、化粧料を充填、保持する中皿と、底壁及び周壁により区画形成された凹所を中皿の収納空間とするケース本体と、このケース本体に開閉可能につながり、少なくともケース本体の一部を覆う蓋体とを備えた化粧料容器において、

40

前記ケース本体の凹所に、該ケース本体の底壁との間で隙間を隔てて位置する底壁と、該底壁に一体的につながり前記ケース本体の周壁の内側に位置する周壁と、該周壁の上端部に一体的につながり前記ケース本体の周壁に連結するフランジ部からなり中皿を上下動可能に吊り下げ保持する中枠と、前記ケース本体の周壁と前記中枠の周壁との間に該中枠を取り囲むように配置され、該ケース本体の底壁に沿いスライド可能に弾性支持された移動枠とを配置し、

前記中枠の周壁に、移動枠に向けて突出する凸部を設け、

前記移動枠に、蓋体の開放動作に追従したスライドにて中枠の凸部に合致させて中皿の上下動を規制するストッパーを設けたことを特徴とする化粧料容器である。

50

## 【0008】

上記の構成になる化粧品容器においては、前記中枠の凸部及び移動枠の凸部を、ケース本体の周壁に沿い間隔をおいて水平に配列された櫛状の複数個のリブ（縦リブ等）を適用するのが好ましい。

## 【0009】

また、前記蓋体には、その開放に際して当接するとともに該移動枠をケース本体の底壁に沿ってスライドさせる押し込み突起を設けることが可能であり、蓋体の裏面には、中枠との相互間にて中皿をその縁部で挟持する軟質材製のシール部材（シートパッキン等）を配置する。さらに前記中枠は、ゴムやエラストマーの如き軟質材にて構成され、これにより衝撃吸収性のより一層の改善が図られる。

## 【発明の効果】

## 【0010】

中蓋が閉じた状態（収納状態）にあつては、中皿はケース本体の凹所で上下動可能に吊り下げられた状態に置かれており（ケース本体の底壁から離れている。）、しかも、中皿の縁部は、軟質材からなるシール部材と中枠との相互間で挟持されるのみなので、落下等により容器に衝撃が加えられても中皿に伝達される衝撃は極めて軽減されたものとなる。

## 【0011】

また、蓋体を開けた状態（使用状態）にあつては、中枠の凸部が移動枠のストッパーに当接することになるため、内容物を取り出すべくパフ等の塗布具を押し付けても中皿が凹所内で上下に動くことがなく、内容物をスムーズに取り出すことが可能となる。

## 【発明を実施するための最良の形態】

## 【0012】

以下、図面を参照して本発明をより具体的に説明する。

図1は本発明にしたがう化粧品容器の実施の形態を平面について示した図（図中A-A 線を境にして紙面左側が蓋体を閉じた状態を示し、紙面右側が蓋体を開けた状態を示している。）であり、図2は図1のB-B 断面で示した図であり、図3は図1のA-A断面を示した図である。

## 【0013】

図における符号1は化粧料を充填、保持する中皿である。この中皿1は底板1aと、この底板1aの縁部に一体連結する周板1bと、この周板1bの上端に一体連結するフランジ1c（図2参照）からなっており、周板1bの外側にはアンダーカット係合用の凸部tが形成されている（図1において中皿1は断面表示されておりフランジ1cは表れていない。）。

## 【0014】

2は一对の長辺壁と一对の短辺壁を組み合わせた四角形をなすケース本体である。このケース本体2は底壁2a及び周壁2b（一对の長辺壁と一对の短辺壁にて構成される。）にて凹所M、M<sub>1</sub>が区画形成されており、このうち、凹所Mには中皿1が収納され、凹所M<sub>1</sub>にはパフの如き塗布具が収納される。

## 【0015】

3はケース本体2の一方の長辺壁で枢軸S（図3参照）を介して開閉可能につながる蓋体である。この蓋体3はケース本体2に合わさることにより凹所M、M<sub>1</sub>を中皿1、塗布具とともに密封状態に維持する（少なくともケース本体2の一部を覆うものであってもよい。）ものであり、その裏面には衝撃吸収効果の高いゴム、エラストマーあるいは発泡シート等の軟質材製のシール部材3aが配置され（図2参照）、枢軸Sにつながる長辺壁の下端面には突起3bが形成されている（図3参照）。

## 【0016】

4は中皿1を入れ込む凹部を有し、該中皿1を上下動可能に保持する中枠である。この中枠4は、弾性的な変位が可能で、衝撃吸収効果の高いゴムやエラストマー、発泡シートの如き軟質材にて成形され、ケース本体2の底壁2aとの間で隙間Cを隔てて位置する底壁4a（図2参照）と、この底壁4aに一体的につながりケース本体2の周壁2bの内側に位置する周壁4bと、この周壁4bの上端部に一体的につながりケース本体2の周壁2bに設けられた環状凸

10

20

30

40

50

部2cに嵌合するフランジ4cからなる（図1における中枠4は断面表示になっており、フランジ4cは表れていない。）。ケース本体2の短辺壁側に面する周壁4bの外表面には、一方の長辺壁から他方の長辺壁に向けて水平に配置された複数の凸部r（図示の例では凸部rを縦リブとして表示してあり、左右両側にそれぞれ5つ設けてある。）が形成され、周壁4bの内表面には中皿1の凸部tに適合する凹部 $t_1$ が形成されている（図2参照）。

【0017】

5はケース本体2の凹所Mで中枠4を取り囲むように配置（ケース本体2の周壁2bに沿って配置されている。）された移動枠である。この移動枠5は一对の短尺部材5a、5bと、一对の長尺部材5c、5dを連結した環状体からなり、移動枠5に設けられた突起e、ケース本体2の周壁2bに設けられた突起 $e_1$ により抜け止めされ、かつ、長尺部材5cとケース本体2の周壁2b（長辺壁側）との相互間に設置された板ばねKによって弾性支持されており底壁2aに沿いスライド可能（長辺壁の相互間でスライド可能になっている。）になっている。

10

【0018】

6は移動枠5の短尺部材5a、5bの内面にそれぞれ水平に配置されたストッパー（図示の例では、縦リブとして表示してある。）である。このストッパー6は中枠4の凸部rと同じ間隔で同じ数だけ設けられている。ストッパー6は凸部rの下端に合致（一致）する上端をもつ高さに設定されており、蓋体3を閉じた状態では、凸部rとストッパー6は互い違いになっている（図1のA-Aの左側参照）が、蓋体3が開いた状態では、ストッパー6が凸部rの直下に位置（当接）して中枠4の弾性的な変位にしたがう中皿1の上下動を規制するようにになっている（図1のA-A線の右側参照）。

20

【0019】

上記の構成になる化粧品容器は、蓋体3が閉じた状態にあるときは、中皿1が中枠4により凹所M内で吊り下げ保持されており、容器に衝撃が付加されても図4に示すように中枠4が弾性的に変位してその部位で衝撃の大部分が吸収されるため中皿1に伝達される衝撃は極めて小さい。

【0020】

蓋体3を開放するべく、枢軸Sを支点に該蓋体3を引き起こすと図5に示すように蓋体3の長辺壁の下端面に形成した凸部3bが板ばねKの付勢力に抗して移動枠5を押圧する。この押圧により移動枠5はケース本体2の底壁2aに沿ってスライドすることとなり、このスライドによって移動枠5のストッパー6が中枠4の凸部rに合致する。

30

【0021】

移動枠5のストッパー6が中枠4の凸部rに合致すると、図6に示すように中皿1内の内容物を取るべく、該中皿1をケース本体2の底壁2aに向けて押し付けても静止状態を維持したままとなり、内容物の安定した取り出しが可能となる。

【0022】

図示した化粧品容器は、中皿1に中蓋を有しないものを例として示したが、中皿1につき、高い気密性が要求されるものにあってはケース本体2の短辺壁に枢軸を介して開閉可能につながる中蓋を設けることができる。この場合、中蓋の裏面には、蓋体3に設置したシール部材3aと同様のものを配置するとともに、移動枠5を押圧する突起3bと同等の機能を有する突起を形成しておき、さらに、中枠4の凸部rをケース本体2の短辺壁相互間に沿って設け、移動枠5のストッパー6を長尺部材5c、5dに設け、板ばねKを短尺部材5bに設ければよく、この点についてはとくに限定はされない。また、中蓋と中皿が一体になったレフィルタイプの容器を使用することも可能であり、このような中皿を適用するに際しては蓋体3（外蓋）によって移動枠5を作動させればよい。

40

【0023】

板ばねKについては、移動枠5に一体的に設けた舌片状のものを例として示したが、該板ばねKはケース本体2に設けてもよく、また、移動枠5とケース本体2の相互間に独立して配置してもよい。

【産業上の利用可能性】

【0024】

50

中皿に対する衝撃力の影響を極力軽減するとともに、内容物のスムーズな取り出しを可能とする化粧料容器が提供できる。

【図面の簡単な説明】

【0025】

【図1】本発明にしたがう化粧料容器の実施の形態を示した図である。

【図2】図1のB-B 断面図である。

【図3】図1のA-A断面図である。

【図4】図1のB-B断面図である。

【図5】図1のA-A断面図である。

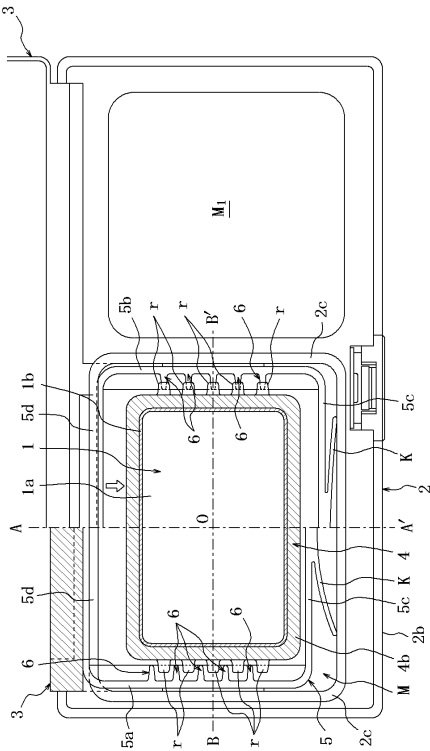
【図6】図1のB-B断面図である

【符号の説明】

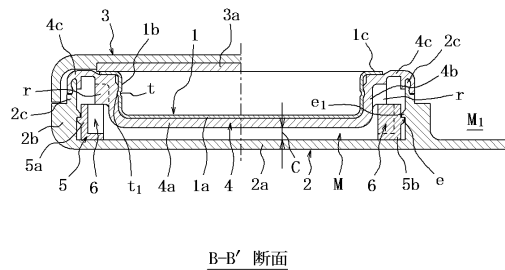
【0026】

- 1 中皿
- 2 ケース本体
- 3 蓋体
- 4 中枠
- 5 移動枠
- 6 ストッパー
- M 凹所

【図1】

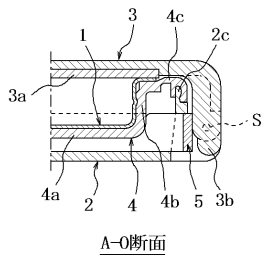


【図2】

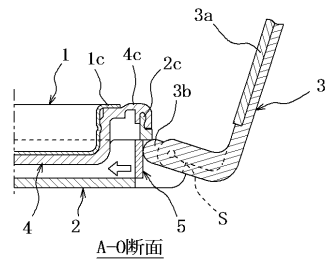


B-B' 断面

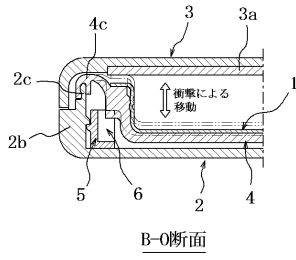
【図3】



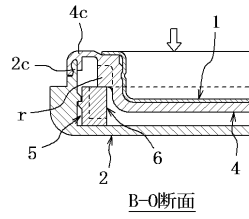
【図5】



【図4】



【図6】



---

フロントページの続き

- (72)発明者 中村 弘幸  
東京都江東区大島3丁目2番6号 株式会社吉野工業所内
- (72)発明者 後藤 孝之  
東京都江東区大島3丁目2番6号 株式会社吉野工業所内

審査官 青木 良憲

- (56)参考文献 実開平06-072508(JP,U)  
実開平06-068608(JP,U)

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
- |      |            |
|------|------------|
| A45D | 33/00      |
| A45D | 33/00, 615 |
| A45D | 33/00, 630 |